



税理士情報フォーラム2014最新情報

～情報セキュリティと税理士業務～

情報システム委員会 菅沼 俊広

1. 情報セキュリティとは

既にお知らせしていますように、今年の税理士情報フォーラムは、「情報セキュリティ」を中心に開催されます。

今回は、「情報セキュリティ」とは何か、そして税理士業務における「情報セキュリティ」の必要性とその対策について概略を説明します。

電子申告や来年以降に開始されるマイナンバー制度に伴う行政事務の電子化の進展に伴って、我々税理士の業務においても「情報セキュリティ」の重要性は高まっています。しかし、そもそも「情報セキュリティ」って何でしょう？また、セキュリティを高めるってどういうことでしょうか？

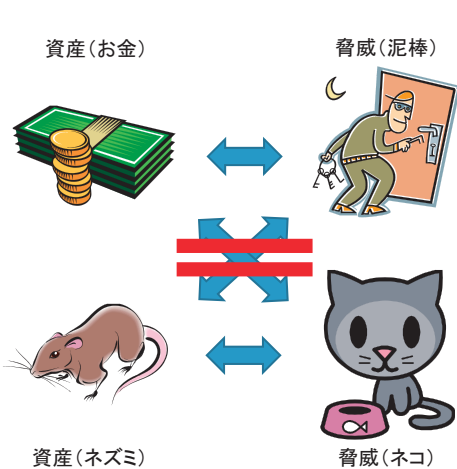
「セキュリティ」とは安全、安心に暮らすこと、と考えることができます。それでは「セキュリティを高める」とは、安全、安心に暮らすことを高めることでしょうか？間違っていないかもしれませんが、これでは漠然としすぎていて何をどうすればいいのかよくわかりません。また、安全、安心の定義は人によって異なることがあります。

そこで、セキュリティの対立概念である安全、安心を脅かすもの(リスク)を考えます。

例えば、事務所にある個人情報や漏れたりしないようにセキュリティを高めよう、と考えたとします。これだけでは、具体的に何をどうすればいいかわかりません。そこで、個人情報や漏れるリスクを減らそうと考えた場合、考えられるリスクを挙げ、それに対する対処方法を検討すれば、具体的に対応することができるようになります。

ただ、現状でどんなリスクがあるかについては、リスクを考える人や組織、状況によって異なりますので、リスクを考える際には通常、リスクを更に細分化して資産、脅威、脆弱性(弱点)がどうなっているかを考えます。「情報セキュリティを高める＝リスクを低くする＝資産、脅威、脆弱性のいずれかを無くす」と考えると具体的に対策を考えられるようになります。

資産、脅威、脆弱性のいずれかを無くすとしても資産を無くすわけにはいきません。そこで脅威と脆弱性のどちらかを無くすことを考えます。



このとき注意が必要なのが、脅威は守るべき資産によって変わってくる、ということです。例えば、守るべき資産がお金であった場合、脅威は泥棒になりますが、守るべき資産がねずみであった場合、脅威は猫となります。お金に対して猫は脅威になりません。このため、リスクを考える際には、守るべき資産に応じた脅威、脆弱性を検討することが必要になります。

2. 情報セキュリティの必要性

セキュリティを高める＝リスクを低くすることは、従来、我々税理士の業務ではあまり重要ではありませんでした。

紙の申告書を作成していた場合、脅威としては盗難、漏えいが考えられますが、税理士には業務について守秘義務があり、従業員等への監督義務(税理士法第41条の2 使用人等に対する監督義務)があること、税理士事務所を訪問する者は顧客、従業員等かなり限定されていることなどから脆弱性は低かったのですが、電子申告・電子行政の進展や業務における電子メール、インターネットの使用頻度が増え、申告書や会計書類が電子データになると、コンピュータウイルスを始

めとしたマルウェア(「悪意のある不正ソフトウェア」または「不正プログラム」)についての対策をとらないと脆弱性が高いままとなってしまいます。

もともと税理士業務で取り扱う顧客の情報は、所得税や資産税では特に人に知られたくない情報がかなり多く、法人の会計・申告情報も管理が必要な営業情報であるなど、情報セキュリティ対策が必要な情報です。ベネッセコーポレーションのように、管理が必要な情報を漏えいした場合、社会的にも大きな問題になります。

では、インターネットや電子メールを使わず、電子申告も行わなければ情報セキュリティについて何も対策をとらなくてもいいのか？と言えば、そうではなく、マイナンバーを使用する業務においては(平成28年1月以降の申告書にはマイナンバーの記載が必要)、今後管理の強化が必要とされてきます(来年早々にも改正が予定されている個人情報保護法の管理の強化等)。

マイナンバーの導入と情報連携が開始されるようになれば、行政機関への添付書類の提出が大幅に削減されることが予想され、所得税確定申告における第三者作成書類の提出省略の更なる拡大も予想されてくる中で、インターネットや電子メールを使用できなければ、顧客の利便性を損なうことにもなります。

また、税理士が使用していなくても、顧客がインターネットや電子メールを使用しており、顧客の会計データをUSB等で受け取り、不幸にも顧客がコンピュータウイルスに感染していた場合、税理士のコンピュータもコンピュータウイルスに感染してしまいます。

更に行政事務の効率化のため、政府や自治体からの情報は今後ますます紙媒体での提供は減り、インターネットを通じた情報提供が中心になってきます。

インターネットや電子メールを使用せずに業務を行うことは、今後ますます困難になってくると言えます。

3. 情報セキュリティ対策

インターネットや電子メールを使用して、税理士業務を行わざるをえなくなった場合、避けて通れないのが情報セキュリティ対策です。

インターネットのようなネットワークがもたらす情報セキュリティ上の問題は、情報浸透速度が大変速いこと、インターネット上を流れる情報は裸であることと考えることができます。これは、便利な反面、問題が起こった場合にもその情報が瞬時に伝わってしまうことを意味します。

一昔前のコンピュータウイルスは、フロッピーディスク等の物理的な媒体を介して感染が広がりました。また、感染させるデータ量にも制限があり、不幸にしてコンピュータウイルスに感染してしまった場合でも、被害の拡大はあまり大きなものではありませんでした。

しかし、現在のようにインターネットを中心としたネットワークと通信速度が一昔前と比較にならないくらい速くなった状況では、コンピュータウイルスに感染してしまった場合、ネットワークを通じて大量かつ瞬時に世界中に被害を拡大させてしまうことになります。

また、インターネット上を流れる情報は裸であるので、改ざんすることも複製することも容易です。例えば、パスワードで保護したり、暗号化処理をしない状態で電子メールを送ると、途中で改ざんされたり、複製されたりしてもわからないという脆弱性があります。

では、どのような対策が必要となるのでしょうか？

古来からあるセキュリティ対策として、関所における「入り鉄砲に出女」と言われるものがありますが、考え方としてはこれと同じ対策が必要となります。これは、関所(境界)において入ってくるものと出ていくものを厳しく管理して守るという方法です。関所にあたるも

のがファイアウォール（ある特定のコンピュータネットワークとその外部との通信を制御し、内部のコンピュータネットワークの安全を維持することを目的としたソフトウェア、あるいはそのソフトウェアを搭載したハードウェアの技術）となります。

関所では、出入りを管理するだけでなく、更に怪しい人リストを持った見張り番が必要になります。この見張り番の役目がウイルス対策ソフトと考えられます。

ただ、怪しい人は変装することもあるの

で、見逃さないためには、怪しい人リストを常に更新しておく必要があります。これが、ウイルス対策ソフトはインストールしただけではダメで、常に更新が必要になる理由です。

情報セキュリティの意味、その必要性と対策について概略を説明してきましたが、今年の情報フォーラムでは、基調講演でマイナンバーの動向と個人情報保護についてや安心・安全対策、最近の情報セキュリティ事故について更に詳しい説明を行い、寸劇形式で日常生活や税理士業務で起こりうる情報セキュリティ事故と対策についてわかりやすく説明を行いますので、是非ご来場のほどよろしくお願ひします。



税理士情報フォーラム2014開催概要

■日時：平成26年10月30日（木）午前10時～午後5時

■場所：東京税理士会館 2階大会議室（渋谷区千駄ヶ谷5-10-6）

主なイベント

10:30～	基調講演「特定個人情報の取扱いに関する留意事項」	特定個人情報保護委員会事務局 其田真理事務局長
13:00～	特別講演「JIPDECの取組み～なりすましのない社会へ～」	一般社団法人日本経済情報社会推進協会 小林正彦 常務理事
14:35～	情シス劇場：第一幕「下町のバーにて」 第二幕「顧問先での税務調査にて」	東京税理士会情報システム委員ほか

ご来場の方には「参加賞」そして抽選による景品なども用意しております。お誘い合わせの上、是非御来場下さい。

会計事務所にとってのクラウドとは？

情報システム委員会 杉山 靖彦

どの業界でも同じだとは思いますが、IT業界でもその時代とともに様々なキーワードが生まれては消えていきます。ご存知の方も多いたとは思いますが、現在のキーワードは「クラウド」です。

「クラウド」という言葉自体は、以前からインターネットの通信網を雲に例えて図示することに由来しているからだと思いますが、インターネットの通信網とその上のサービスを利用して、極力手許にアプリケーションやデータを持たず、いつでも、どこでも、どのような端末からでも、必要な情報にアクセスすることができる環境をいいます。

今は、スマートフォンにはじまり、タブレット、パソコンと、さまざまな情報端末と、Wi-FiやLTE、WiMAXといった高速の通信手段があり、いつでも顧問先からの依頼や問い合わせ電話、メールを受け取っていると思います。であるならば、その端末から、その顧問先に関する会計データはもちろんのこと、申告書データ、関連文書にアクセスし、確認して、必要に応じて編集できたらと思ったことはありませんでしょうか？クラウド環境においては、それらがすべて実現可能なのです。

会計事務所において、顧問先に対する重要なサービスとは何でしょうか？正確な情報と的確な提案を提供することももちろんですが、私は、日常的に発生する細かい問い合わせや依頼に対してできるだけ早く対応するということが、重要なサービスのひとつだと考えています。

クラウド環境においては、いつでも、どこでも、どのような端末からでも必要な情報にアクセスすることができますので、事務所に帰ってからではなく、今すぐ、その場での対応が可能になるのです。

ただ、クラウド環境でよく心配をされるのはセキュリティです。いつでも、どこでも、どのような端末からでもアクセスできるということは、逆に言うと、他の人からもアクセスできてしまうのではないかとという心配です。もちろん、技術レベルが相当高い方であれば可能かもしれませんが、そういうことがないように、安全な場所、つまり信頼をおける事業者のサービスを利用して、自

分自身がしっかりと鍵を掛けておけば、まずは安全です。

ところで、クラウド環境を利用されていない先生方は、顧問先からお預かりした書類やデータをどちらに保管されていますでしょうか？厳重な金庫の中でしょうか？実は、多くの先生は厚さ数ミリのガラス1枚でしか外部と遮られていない環境の中で、重要な書類やデータを保管しています。また、事務所が災害にあった場合は、どうなるのでしょうか？

クラウドだから危ないということはありません。どのような環境においても、危険はあるのです。ポイントは、その危険度合いがどちらの方が低いか、そして、どちらの方が利便性が高いかなのです。都市部においては、厳重な保管庫の維持費とクラウド環境の維持費どちらの方が安いのか、コスト面も大きなポイントになることと思います。

20万枚分の書類に匹敵する文字データを保管する容量が概ね1GBと言われていますが、20万枚の紙とは500枚のコピー用紙400束分です。たとえば、マイクロソフト社では、その15倍に当たる500枚のコピー用紙6,000束分のデータを保管する容量15GBを無償で提供してくれます（平成26年8月1日時点）。都市部でその量の書類を保管できる保管庫を借りたら、月額一体いくら掛かるでしょうか？IT業界のコスト低減のスピードはものすごいものがあります。これからも、もっと安く、その容量ももっと大きくなっていくものと思われま

ビル・ゲイツ氏が20年前に掲げたスローガンに、“Information at your finger tips”（全ての指先に情報を）というものがありました。まさに今それが実現しているのです。クラウド環境を活用して、いつでも皆さんの指先で必要な情報にアクセスしてください。

